3　第三十九条の百十四第三項の規定は、前項において準用する第三十九条の百十七の三第三項に規定する間接に有する他の外国法人の株式等の数又は金額の計算について準用する。この場合において、第三十九条の百十四第三項中「外国関係会社（同条第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、同項第一号中「外国関係会社」とあるのは「外国法人」と、「連結法人等」とあるのは「一の連結法人」と読み替えるものとする。

4　法第六十八条の九十三の二第八項第一号に規定する純資産につき剰余金その他に関する調整を加えた金額として政令で定める金額は、部分対象外国関係法人の当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額を控除した残額につき、第三十九条の百十七の三第五項の規定の例により調整を加えた金額とする。

5　法第六十八条の九十三の二第八項第一号に規定する総資産の額として政令で定める金額は、部分対象外国関係法人の総資産の額につき、第三十九条の百十七の三第六項の規定の例により計算した金額とする。

6　第三十九条の百十七の三第七項の規定は、法第六十八条の九十三の二第八項第一号に規定する部分対象外国関係法人の本店所在地国の法令に基づき下回ることができない資本の額を勘案して政令で定める金額について準用する。

7　法第六十八条の九十三の二第八項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、部分対象外国関係法人の当該事業年度に係る同号に規定する親会社等資本持分相当額から前項において準用する第三十九条の百十七の三第七項に規定する金額を控除した残額に、当該部分対象外国関係法人の当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む同号の一の連結法人の連結事業年度（以下この項において「親会社等連結事業年度」という。）に係る第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合（当該割合が百分の十を下回る場合には、百分の十）を乗じて計算した金額とする。

一　親会社等連結事業年度の決算に基づく所得の金額

二　親会社等連結事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から総負債の帳簿価額を控除した残額

8　法第六十八条の九十三の二第九項第二号に規定する政令で定めるところにより調整を加えた金額は、部分対象外国関係法人の各事業年度の同条第八項第四号に掲げる金額（当該金額が零を下回る場合には、零）から当該部分対象外国関係法人の当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度（平成三十年四月一日前に開始した事業年度、部分対象外国関係法人（法第四十条の七第八項各号列記以外の部分又は第六十六条の九の二第八項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係法人を含む。）に該当しなかつた事業年度及び法第六十八条の九十三の二第十項第一号に該当する事実がある場合のその該当する事業年度（法第四十条の七第十項第一号に該当する事実がある場合のその該当する事業年度及び法第六十六条の九の二第十項第一号に該当する事実がある場合のその該当する事業年度を含む。）を除く。）において生じた金融関係法人部分適用対象損失額（法第六十八条の九十三の二第八項第四号に掲げる金額が零を下回る場合のその下回る額をいい、この項又は第三十九条の二十の五第八項の規定により当該各事業年度前の事業年度において控除されたものを除く。）の合計額に相当する金額を控除した残額とする。

（部分適用対象金額又は金融関係法人部分適用対象金額に係る適用除外）

第三十九条の百二十の六　法第六十八条の九十三の二第十項第二号に規定する政令で定める金額は、同条第二項第七号に規定する部分対象外国関係法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額（各事業年度の所得を課税標準として課される第三十九条の百十五第一項第二号に規定する法人所得税（法人税法施行令第百四十一条第二項第三号に掲げる税を除く。）の額を含む。）とする。

第三十九条の百二十の七の見出し中「特定外国法人」を「外国関係法人」に改め、同条第一項中「同項に規定する特定外国法人（以下この条において「特定外国法人」という。）を「外国関係法人（法第六十八条の九十三の二第一項に規定する外国関係法人をいう。以下この条において同じ。）に改め、「事業年度」の下に「（第六項及び第九項において「課税対象年度」という。）を加え、「。以下この条」を「。次項、第三項及び第五項」に改め、同条第二項中「特定外国法人」を「外国関係法人」に改め、「事業年度」の下に「（第七項及び第九項において「部分課税対象年度」という。）を加え、同条第四項中「特定外国法人」を「外国関係法人」に、「第三十九条の百十八第四項各号」を「第三十九条の百十八第六項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第三十九条の百十八第三項から第十一項まで」を「第三十九条の百十八第五項から第十三項まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第六十八条の九十三の二第一項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、外国関係法人の金融関係法人部分適用対象金額を有する事業年度（第八項及び第九項において「金融関係法人部分課税対象年度」という。）の所得に対して課される外国法人税の額につき、第三十九条の百十八第三項の規定の例により計算した金額とする。

第三十九条の百二十の七に次の五項を加える。

6　法第六十八条の九十三の二第四項に規定する個別課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、外国関係法人の課税対象年度の所得に対して課される所得税等の額（同項に規定する所得税等の額をいう。次項及び第八項において同じ。）につき、第三十九条の百十八第十五項の規定の例により計算した金額とする。

7　法第六十八条の九十三の二第四項に規定する個別部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、外国関係法人の部分課税対象年度の所得に対して課される所得税等の額につき、第三十九条の百十八第十六項の規定の例により計算した金額とする。

8　法第六十八条の九十三の二第四項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、外国関係法人の金融関係法人部分課税対象年度の所得に対して課される所得税等の額につき、第三十九条の百十八第十七項の規定の例により計算した金額とする。

9　法第六十八条の九十三の三第四項及び第六項に規定する政令で定める連結事業年度は、特殊関係株主等である連結法人が、当該連結法人に係る外国関係法人の課税対象年度の個別課税対象金額（法第六十八条の九十三の二第一項に規定する個別課税対象金額をいう。次条において同じ。）に相当する金額、部分課税対象年度の個別部分課税対象金額（法第六十八条の九十三の二第六項に規定する個別部分課税対象金額をいう。次条において同じ。）に相当する金額又は金融関係法人部分課税対象金額（法第六十八条の九十三の二第八項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額をいう。次条において同じ。）に相当する金額につき、法第六十八条の九十三の二第一項、第六項又は第八項の規定の適用を受ける連結事業年度とする。

10　法第六十八条の九十三の三第七項の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額及び法第六十八条の九十三の三第七項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、法第六十八条の九十三の三第四項の規定により同項に規定する連結事業年度の連結所得に対する同項に規定する法人税の額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられる部分の金額とする。

第三十九条の百二十の八第二項中「（法第六十八条の九十三の二第一項に規定する個別課税対象金額をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「又は」を「（以下この項において同じ。）、」に改め、「（法第六十八条の九十三の二第四項に規定する個別部分課税対象金額をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「」につき、第三十九条の百十九第二項の規定の例により」を「以下この項において同じ。）又は金融関係法人部分適用対象金額（特殊関係株主等である連結法人の配当連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される個別金融関係法人部分課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）に、当該外国法人の当該適用対象金額、部分適用対象金額又は金融関係法人部分適用対象金額に係る事業年度終了の時における発行済株式等のうちに当該事業年度終了の時における当該特殊関係株主等である連結法人の有する当該外国法人の請求権勘案直接保